

広域圏だより



いざという時、
扱えますか？「AED」

※普通救命講習会の様子
(会津若松市立第三中学校にて)

大切な命を救うため、普通救命講習会を受講しましょう。

AED(自動体外式除細動器)とは、心臓停止を起こした急病者に対して、心臓への電気ショックが必要な状態か判断し、機械の指示により心臓への電気ショックをかけることができる機器です。

心筋梗塞をはじめ脱水や栄養障害、胸部への強い衝撃などにより誘発される心停止などの心臓の異常を、正常に戻すために有効です。

AEDは、学校や公共施設などの多くの人の集まる場所に設置されており、一般の方も使用できるので、いざという時に使用できるように講習会を受講することが望まれます。

消防署では、AEDをはじめ心臓マッサージや人工呼吸などの救命講習会を開催しております。

受講ご希望の方は、最寄りの消防署又は下記消防署へお問い合わせください。(参加費無料)

お問い合わせ
申込先

- | | | |
|-----------|-------|------------------|
| ● 会津若松消防署 | 救急係 | TEL 0242-25-1201 |
| ● 会津坂下消防署 | 警防救急係 | TEL 0242-83-4100 |
| ● 猪苗代消防署 | 警防救急係 | TEL 0242-62-4433 |
| ● 会津美里消防署 | 警防救急係 | TEL 0242-54-3934 |

会津若松地方広域 市町村圏整備組合について

当整備組合は、会津若松地方1市7町2村で構成される公的機関として、昭和47年に設立されました。

「消防業務」「介護認定審査業務」「ごみ・し尿処理業務」「水道用水供給業務」などの、市町村が単独事業として行うには、財政的負担が大きい事業や共同処理した方が、効率的な事業等を行っています。

又、関連団体として「会津若松地方土地開発公社」「会津総合開発協議会」「あいづふるさと市町村圏協議会」等の事務局も設置されています。



整備組合の決算 (一般会計及び水道用水供給事業会計)

平成22年度一般会計決算

(単位:円)

歳 入		歳 出	
区 分	決算額	区 分	決算額
分担金及び負担金(構成市町村から)	3,972,691,000	議会費(議会の運営)	3,977,057
使用料及び手数料(燃やせるごみ処理手数料など)	231,693,620	総務費(事務局総務課の運営)	108,990,018
県支出金(県からの委託金)	54,432	民生費(介護認定審査会の運営)	54,842,207
財産収入(財産運用利子など)	2,932,137	衛生費(廃棄物処理業務)	988,955,381
繰入金(特別会計からの繰入金)	5,852,500	消防費(消防・救急業務)	2,578,923,685
繰越金(前年度からの繰越金)	332,295,995	公債費(借入金の返済)	594,860,148
諸収入(預金利子など)	81,185,554		
国庫支出金(国からの補助金)	500,000		
歳入合計	4,627,205,238	歳出合計	4,330,548,496

平成22年度水道用水供給事業会計決算

(単位:円)

収益的収入		収益的支出	
区 分	決算額	区 分	決算額
第1款 用水供給事業収益	738,103,216	第1款 用水供給事業費用	565,632,660
第1項 営業収益(用水料金)	707,750,718	第1項 営業費用(浄水場の運営費用)	448,633,371
第2項 営業外収益(構成団体繰入金等)	30,339,241	第2項 営業外費用(償還金に係る利息等)	116,999,289
第3項 特別利益(過年度収入)	13,257	第3項 特別損失(過年度支出)	0

資本的収入		資本的支出	
区 分	決算額	区 分	決算額
第1款 資本的収入	65,859,000	第1款 資本的支出	350,405,341
第1項 補助金(構成団体繰入金)	65,859,000	第1項 建設改良費(浄水場の設備費用)	4,691,400
		第2項 企業債償還金(借入金の元金)	345,713,941

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額284,546,341円は、過年度分損益勘定留保資金200,975,931円、当年度分損益勘定留保資金83,347,010円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額223,400円で補填した。

消防本部からのお知らせ

【ホームページ】

<http://www.119-aizu.jp/>

消防本部指令センターの場所が移設されます



高機能消防指令センター完成イメージ図

消防指令センターは、119番の受付や消防隊や救急隊への出動指令などの指令管制業務を行うところです。

これまで、会津若松消防署城南分署にて業務を行っていましたが、平成24年3月1日より、会津若松市北会津支所に移設することとなりました。

移設にあたっては、会津若松広域消防本部と喜多方広域消防本部の2つの消防通信指令機能を統合設置することに

より、両消防本部がより密接な協力関係を実現でき、複雑多様化する消防需要への広域的対応が可能となります。

また、最新の情報技術を駆使した「高機能消防通信システム」を併せて導入することにより、災害受付から出動指令までの時間短縮、正確な支援情報の伝達など、これまで以上に迅速かつ効果的な消防活動ができるようになります。

問い合わせ先 / 消防本部指令課 TEL.0242-59-1420

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。尊い命や財産を守るため、未設置のお宅は早めに設置しましょう。

設置場所 寝室、階段(2階に寝室がある場合)。また、台所等にも推奨しています。

ご注意ください!

消防職員等が訪問し、火災警報器や消火器などを販売することはありませんので、不適正な訪問販売等に注意してください。

問い合わせ先 / 消防本部予防課 TEL.0242-59-1403



馬越浄水場 馬越浄水場の見学について

水道水ができるまでの過程をご存じですか？

「馬越浄水場」では、各施設の見学案内を行っています。見学内容につきましては、馬越浄水場の施設の仕組み及び地域社会への役割等を説明しながら、各施設の現場を案内するものです。見学時間は1時間程度です。

施設見学を希望される方は、任意の様式で構いませんので、「見学日時・見学者人数・見学目的及び見学者の連絡先」を記入の上、事前に用水供給課まで提出してください。

なお、見学日時につきましては、都合により、ご希望に沿えない場合があります。

問い合わせ先 / 用水供給課 TEL.0242-56-4192



浄水場外観

環境センターからのお知らせ

ごみの分別のお願い

環境センターのごみ処理施設は、「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「容器包装」の処理施設に分かれています。それぞれの施設に処理できないものが混ざらないように分別をお願いします。



**燃やせない
ごみに混入**

ガスが残った
ボンペ類

爆発の
原因になります



**プラスチック
容器包装に混入**

汚れ・ごみが
付いた容器

容器包装の
対象外です

汚泥肥料 配布の自粛について

し尿処理施設で配布していました汚泥肥料につきましては、福島第1原子力発電所の放射能事故の影響により、現在配布の自粛をしています。配布の再開につきましてはホームページ等でお知らせいたします。

問い合わせ先/環境センター TEL.0242-27-9004



会津鉄道HP <http://www.aizutetsudo.jp>
TEL.0242-28-5885 FAX.0242-26-9730

会津鉄道(株)は、県をはじめ、会津17市町村によって会津線を存続させるために設立された第三セクター鉄道(西若松駅⇄会津高原尾瀬口間57.4km)です。会津地域の基幹的な公共交通機関として、沿線住民の皆様の移動手段としてのほか、会津地域と首都圏とを結び、観光をはじめとする地域の振興に寄与しています。

現在、会津鉄道ではJR、東武、野岩鉄道と連携し、東武日光～会津若松の直通運行を春のダイヤ改正を目的に準備を進めており、平成24年に完成する、東京スカイツリー～日光～会津を結ぶ重要な観光路線として、期待されているところです。



ねこ駅長 ばす



トロッコ列車



大河ドラマ「八重の桜」を
応援します



湯野上温泉駅

会津若松地方広域市町村圏整備組合の ホームページについて

会津若松地方広域市町村圏整備組合の最新情報を住民の方にお知らせするため、ホームページを開設しております。ホームページには、当組合の概要、ごみ・し尿処理に関する情報、入札情報などを掲載しており、関連情報として、消防に関する「消防本部」、会津の観光に関する「パーフェクトあいづ」、さらに構成市町村のホームページ等にもリンクしております。

皆様の生活に役立つ情報も掲載しておりますので、是非、ご覧ください。

ホームページ
<http://www.aizu-kouiki.jp/>



〈編集・発行〉

会津若松地方広域市町村圏整備組合

〒965-0037 会津若松市中央三丁目10番12号

TEL 0242-24-6311 FAX 0242-24-6313

ホームページ <http://www.aizu-kouiki.jp/> E-mail aizu-kouiki1@119-aizu.jp